

亀山市告示第 27 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 27 年 2 月 27 日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21660
- 3 路線名 御幸 1 号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
御幸町字西角 68 番 6 から御幸町字西角 80 番 7 まで	旧	54.89	最小	2.37
			最大	4.00
	新	54.89	最小	4.00
			最大	5.00